

長岡京市森林整備計画

計画期間 自 令和 5年4月 1日
至 令和15年3月31日

決 定 令和5年3月31日

(ただし、この計画書の効力は、令和5年4月1日から生じることとする。)

京 都 府

長 岡 京 市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	・・・ 1
1 森林整備の現状と課題	・・・ 1
2 森林整備の基本方針	・・・ 1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	・・・ 2
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	・・・ 4
1 樹種別の立木の標準伐期齢	・・・ 4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	・・・ 4
3 その他必要な事項	・・・ 5
第2 造林に関する事項	・・・ 5
1 人工造林に関する事項	・・・ 5
2 天然更新に関する事項	・・・ 6
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	・・・ 8
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	・・・ 8
5 その他必要な事項	・・・ 8
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	・・・ 8
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	・・・ 8
2 保育の種類別の標準的な方法	・・・ 9
3 その他必要な事項	・・・ 9
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	・・・ 10
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・・・ 10
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・・・ 11
3 その他必要な事項	・・・ 13
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・・・ 13
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	・・・ 13
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	・・・ 13
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	・・・ 13
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	・・・ 13
5 その他必要な事項	・・・ 14

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	・ ・ 1 4
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	・ ・ 1 4
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	・ ・ 1 4
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	・ ・ 1 4
4 その他必要な事項	・ ・ 1 4
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ 1 5
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	・ ・ 1 5
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	・ ・ 1 5
3 作業路網の整備に関する事項	・ ・ 1 5
4 その他必要な事項	・ ・ 1 6
第8 その他必要な事項	・ ・ 1 6
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	・ ・ 1 6
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	・ ・ 1 6
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ 1 6
Ⅲ 森林の保護に関する事項	・ ・ 1 7
第1 鳥獣害の防止に関する事項	・ ・ 1 7
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	・ ・ 1 7
2 その他必要な事項	・ ・ 1 7
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	・ ・ 1 7
1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法	・ ・ 1 7
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	・ ・ 1 8
3 林野火災の予防の方法	・ ・ 1 8
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・ ・ 1 8
5 その他必要な事項	・ ・ 1 8
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	・ ・ 1 9
1 保健機能森林の区域	・ ・ 1 9
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	・ ・ 1 9
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	・ ・ 1 9
4 その他必要な事項	・ ・ 1 9

V その他森林の整備のために必要な事項	・ ・ 2 0
1 森林経営計画の作成に関する事項	・ ・ 2 0
2 生活環境の整備に関する事項	・ ・ 2 1
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	・ ・ 2 1
4 森林の総合利用の推進に関する事項	・ ・ 2 1
5 住民参加による森林の整備に関する事項	・ ・ 2 1
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	・ ・ 2 2
7 その他必要な事項	・ ・ 2 2

(付属資料)

- 1 市町村森林整備計画概要図
- 2 参考資料

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、京都府の南部、京都盆地の南西部に位置し、西部は西山山地を境に大阪府に接しています。この一帯は近郊緑地保全区域に指定され景観が保たれています。

本市の総面積1,917haのうち、森林面積は786haで、総面積の41%を占めています。そのほとんどが民有林で、そのうちヒノキを主体とした人工林の面積は123haであり、人工林率は16%で府平均より低くなっています。また、西山一帯では特産物であるタケノコの栽培が盛んであり、竹林面積が160haで森林面積の20%を占めています。農地の竹林面積62haを含めると市域の1割以上を竹林が占めることとなります。

森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、森林に対する関心が高まっていることから、住民の憩いの場としての整備も必要です。

以上のことから、自然景観を確保しながら森林の持つ環境保全等の公益的機能を維持増進させるとともに、市民が親しみ、市民参加が期待できる整備を推進することとします。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林のおかれている自然的・社会的諸条件からみて、森林の有する公益的機能を高度に発揮するうえで望ましい森林の姿を次のとおり定め、それぞれの機能の発揮を目指すこととします。

ア 水源涵養機能

団粒構造がよく発達し、かつ、粗孔隙に富む土壌を有し、根系の発達が良好である森林であって、複層林など樹幹のうっ閉度が高く、成長の旺盛な森林。また、治山施設が整備されている森林。

イ 保健・レクリエーション機能

多様な樹種からなり、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林。溪流等と一体となって優れた自然美を構成する森林。多様な樹種等からなり、明暗、色調に変化を有する森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林。

ウ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な材木から成る生長量の多い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、当地域の森林内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に考慮し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然林の適確な保全及び管理等に加え保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害等被害の防止対策の推進等により、望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めます。

また、林道等は、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも貢献するため、林道等の整備を計画に推進します。

各区分における森林整備及び保全の推進方向については、次のとおりです。

ア 水源涵養機能

浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の生長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を促進し、林床の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐を計画的に実施します。必要に応じて保安林の指定とその適切な管理を推進します。

また、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採等に配慮します。

イ 保健・レクリエーション機能

市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進するとともに、保健機能森林の設定による森林保健施設及びこれと一体となった森林の適切な整備及び保全を推進します。

ウ 木材等生産機能

木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとします。この場合、効率的な森林施業を可能とする、施業の集約化に配慮することとします。

当市では、森林所有者、NPO、森林ボランティア、森林組合、企業、研究機関、大学、行政等が参画し、「西山森林整備推進協議会」を平成17年6月に立ち上げ、森林整備方法の検討、環境教育の実施、森林整備にかかる普及啓発活動等を積極的に実施しています。このため、今後の森林整備等は、西山森林整備推進協議会及びこの構成員と協力して実施していきます。

また、適切な森林整備を推進していくため、林業普及指導員等と連携して技術指導、啓蒙普及に努めるとともに、国、府の補助事業、地方財政措置を含む単独事業の活用も検討し森林整備の推進を図ります。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

市と森林組合が連携を図りつつ、次の事項について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進します。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

当市職員、森林総合監理士、林業普及指導員による普及活動及び森林施業プランナーによる施業提案を通じて、森林施業の集約化のために森林所有者の取りまとめを促すとともに、市町村森林整備計画に従い施業実施協定の締結を促進します。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業就業者は、急速に減少・高齢化が進んでおり、今後の森林の公益的機能の維持及び森林施業の推進に大きな影響を及ぼすことが考えられるため、森林組合等の事業体による求人活動等を通じて人材確保に努めるとともに、林業就業者の

養成及び確保に努めます。

若手の林業後継者や林業就業者を地域林業振興の中心的リーダーとして確保・育成するため、平成24年度に開校した京都府立林業大学校への就学を促し、森林・林業に関する知識と技術を備えた担い手の確保に取り組みます。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備の担い手が、急速に減少・高齢化が進んでいく中、林業の機械化は作業の効率化、労働強度の軽減、安全性の面からだけでなく、若い担い手の確保や生産コストの引き下げ面からも必須であり、地域の実情に合わせて、タワーヤーダ、プロセッサ、フォワーダ、ハーベスタ等自走式の高性能林業機械による効率的な作業システムの普及を推進します。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

当地域の合理的な流通・加工体制の整備に積極的に努めます。

また、間伐材利用を進めて、間伐促進を図るため、公共工事等での木材利用を推進するとともに、森林組合系統の林産施設等における加工の促進を図ります。

(5) その他必要な事項

西山森林整備推進協議会と連携して、スギ・ヒノキ材だけでなく、広葉樹材の薪などの利用を促進していきます。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢とは、地域の標準的な主伐時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。伐採の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

当市域での主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として、平均生長量が最大となる林齢、森林が持つ公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を考慮して定めます。

[基準]

地 域	樹				種	
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他針葉樹	丸太仕立てスギ	広葉樹
本市全域	40年	45年	40年	40年	15年	15年

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

主伐については、更新を伴う皆伐または択伐によるものとし、森林の多面的機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種特性、木材需要構造、森林の構成などを勘案するとともに、伐採跡地については適切な更新を図るよう配慮し、特に天然更新による場合は、稚樹の生育状況、母樹の保全等に配慮することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を勘案して伐採を行い、特に自然環境が劣悪で、更新を確保するための伐採方法を特定する必要がある森林においては、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法を選択することとします。

なお、立木の伐採方法については、林野庁が示す「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）」に則した方法によるものとします。また、集材に当たっては、林地の保全を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、現地に適した方法により行うものとします。

さらに、林地の保全、山地災害等の防止及び生物多様性の保護の観点から施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞や枯損木、また目的樹種以外の樹種であっても、目的樹種の生長を妨げないものについては、保護樹帯の設置に努めることとします。

また、放置されている人工林、竹林及び二次林については、健全な森林を維持するために、市民や企業の参画も得て、適切な森林整備のための施業指導を行うこととします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模・配置に配慮するとともに、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとします。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行い、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあつては40%以下）であるものとします。

3 その他必要な事項

木材の生産を目標とする人工林における、主伐時期の目安は、下表のとおりとします。

樹種	生産目標	仕立方法	期待径級 (cm)	主伐時期の目安 (年)
スギ	一般用材	密中仕立	20～30	40～60
	建築用材	中仕立	30～	80
ヒノキ	一般用材	密中仕立	20～30	45～65
	建築用材	中仕立	30～	85
マツ	一般用材	中仕立	20～30	40～60
	建築用材	中仕立	30～	80

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

(1) 人工造林の対象樹種

淀川上流地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、人工造林の対象樹種を次のとおり定めるものとします。

区分	樹種名 (針葉樹)	樹種名 (広葉樹)
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ	クヌギ、コナラ、ケヤキ

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市農林振興課とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

淀川上流地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めます。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	密仕立	4,000	植栽本数は、地位・生産目標・気象等で調整します。 なお、活着率や初期成長のすぐれたコンテナ苗や成長のすぐれたエリートツリーなどを活用する場合などにおいては、低密度植栽(植栽本数1,500本/ha程度)を推進することとします。
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,000	
ヒノキ	密仕立	4,000	
	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,000	
アカマツ	密仕立	5,000	
	疎仕立	3,000	
広葉樹	密仕立	5,000	
	疎仕立	3,000	

注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本市農林振興課とも相談の上、適切な植栽本数を判断すること。複層林化を図る場合は、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽すること。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。 なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い、林地の保全に努める。
植え付け方法	正方形植えを原則とし、植え付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	春植えを原則とする。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めます。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採を行った場合の更新すべき期間	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。
択伐による伐採を行った場合の更新すべき期間	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき、天然更新の対象樹種を次のとおり定めます。

区分	樹種名 (針葉樹)	樹種名 (広葉樹)
天然更新の対象樹種	アカマツ	クヌギ、コナラ、ケヤキ
ぼう芽更新が可能な樹種		クヌギ、コナラ、ケヤキ

注) 定められた樹種以外の樹種を更新対象としようとする場合は、林業普及指導員又は本市農林振興課とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

(2) 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新の標準的な方法を次のとおり定めます。

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数 (本/ha)	備 考
クヌギ、コナラ、ケヤキ、アカマツ	10,000	

天然更新候補地では、天然更新を完了すべき期間内に、更新予定木の稚樹が林床植生に比べ樹高が高く、また対象樹種が立木度3以上となった段階をもって、更新完了とします。

立木度とは、幼齢林（おおむね15年生未満の林分）における現在の林分の本数と、当該林分の林齢に相当する期待成立本数との対比を百分率で表し、以下のとおりとします。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数 (生育の林分本数)}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数 (=10,000 本)}} \times 100$$

また、更新状況の確認は原則として標準地調査により行います。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	天然更新の状況により天然稚樹が密生した場合、適当な本数に間引くこととする。

また、ぼう芽更新による場合は、ぼう芽の発生状況に応じて、芽かきまたは植え込みを行うものとします。

ウ その他天然更新の方法

天然更新候補地では、更新予定木の稚樹が林床植生に比べ樹高が高く、更新予定面に均等に配置されるなど生林の見込みがたった段階を更新完了とし、京都府天然更新完了基準を用いて天然更新の状況を確認することとします。なお、確認後更新が完了していない場合には、確実な更新を図るよう森林所有者等を指導します。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の更新すべき期間	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。 択伐後の針葉樹の天然下種更新等、更新樹種が特定されており、施業体系等に基づく保育等の実施が確実な場合には、2年以内とする。
--------------	---

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹である人工林のうち、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方または周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種がない森林で、皆伐を実施する箇所とします。

また、同基準に基づき指定する森林区域のほか、皆伐予定地（5ha以上）において天然更新を計画した届出が提出された場合、本市農林振興課が現地の状況等を確認し、上記基準に該当する場合は造林計画を人工造林に変更するよう指導します。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

(1) 造林にかかる対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

対象樹種	生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
クヌギ、コナラ、ケヤキ、アカマツ	10,000本/ha 当該対象樹種のうち、周辺の草丈以上のものについては、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとする。

5 その他必要な事項

森林資源をより内容の充実したものとしていくため、西山森林整備推進協議会と連携を深め、積極的な指導のもとに多様な森林施業の展開を進めるとともに、都市住民の森林に対する多様化、高度化する要請に応えられるよう森林の整備を行うこととします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、下表のとおり定めることとします。

また、ヒノキの間伐率は、スギに比べて弱度とします。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	密仕立	4,000						除伐後に樹冠が閉鎖し、林冠の相互間の競争が始まる頃から実施する。不良木等に偏ることのないように実施する。	間伐を行う間隔 ・標準伐期齢未満 10年間 ・標準伐期齢以上 15年間
	中仕立	3,000	14~18	24~28	34~38	44~48	59~63		
	疎仕立	2,000							
ヒノキ	密仕立	4,000						除伐後に樹冠が閉鎖し、林冠の相互間の競争が始まる頃から実施する。不良木等に偏ることのないように実施する。	間伐を行う間隔 ・標準伐期齢未満 10年間 ・標準伐期齢以上 15年間
	中仕立	3,000	15~20	25~30	35~40	45~50	60~65		
	疎仕立	2,000							
アカマツ	密仕立	5,000	14~17	23~26	40~50	—	—	除伐後に樹冠が閉鎖し、林冠の相互間の競争が始まる頃から実施する。不良木等に偏ることのないように実施する。	間伐を行う間隔 ・標準伐期齢未満 10年間 ・標準伐期齢以上 15年間
	疎仕立	3,000							

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、下表のとおり定めることとします。

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととします。なお、エリートツリーなどの成長の優れた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入した場所などにおいては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図ることとします。

用途	保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢・回数							標準的な方法	備考
			1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回		
建築用材	下刈 除伐 枝打 雪起	スギ	1	2	3	4	5	6	7	森林林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを目的に地域森林計画で示された内容を基本に保育の林齢及び回数を決定。	
			8~12	16~20	24~32						
			1	2	3	4					
一般用材	下刈 除伐 枝打 雪起	スギ	1	2	3	4	5	6	7		
			8~12	16~20	24~26						
			1	2	3	4	5	6	7		
建築用材	下刈 除伐 枝打 雪起	ヒノキ	1	2	3	4	5	6	7		
			8~12	12~18	21~25	26~35					
			1	2	3	4	5	6	7		
一般用材	下刈 除伐 枝打 雪起	ヒノキ	1	2	3	4	5	6	7		
			8~12	15~18	21~25	26~30					
			1	2	3	4	5	6	7		
建築用材 ・ 一般用材	下刈 除伐 雪起	アカマツ	1	2	3	4	5	6			
			8~12	1	2	3	4	5	6		
シイタケ 原木	下刈 除伐 雪起	クヌギ コナラ	1	2	3	4	5	6			
			5~8	1	2	3	4	5	6	7	

3 その他必要な事項

生産目標を十分考慮して、適期に適切な間伐及び保育作業を実施することとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

地域森林計画で定める公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針に基づき、次のとおり定めることとします。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障のないよう定めるものとします。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

小泉川の源流に位置する水源地周辺の森林、並びに地域の用水源として重要な溪流等の周辺にある森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとします。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、施業の区域を別表2により定めるものとします。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③に掲げる森林を別表1により定めるものとします。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防風保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するため、アの①～③の森林のうち、次の①～③の森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定めるものとします。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとし、なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進するものとして定めます。

それぞれの森林の施業の区域については別表2により定めるものとし、

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等。
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

地域森林計画で定める木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針に基づき、次のとおり定めることとします。

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能であり、林道、作業道等の生産基盤が適切に整備されている森林において設定するものとし、

また、区域内において1に定める公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障のないよう定めることとします。

また、当該区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとし、人工林を中心とした林分であるかなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意することとします。

(2) 施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要および生産目標に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、努めることとします。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後2年以内に植栽による更新を行う（アカマツの天然下種更新を行う森林等、市が定める場合は除く。）ものとし、

(別表1)

区 分		森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		林班： 1（小班：り～か）、 2（小班：は～と）、 3～4、 5（小班：い～に）、 6～8、10～12	671.06
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班：5（小班：ほ）	22.89
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		林班： 1（小班：り～か）、 2（小班：は～と）、 3～8、10～12	693.95
うち、特に効率的な施業が可能な森林		—	—

(別表 2)

区 分		施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		伐期の延長 ・標準伐期齢+10	林班： 1 (小班：り～か)、 2 (小班：は～と)、 3～4、 5 (小班：い～に) 6～8、10～12	671.06
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	長伐期施業	—	—
		複層林施業 (択伐によるものを除く)	林班：5 (小班：ほ)	22.89
		択伐による複層林施業	—	—
	特定広葉樹育成施業	—	—	

注) 地形・地質等を勘案して伐区を縮小する「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」にあっては、10haを超えないこと。

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

地域森林計画を踏まえ、森林総合監理士及び林業普及指導員による普及活動及び森林施業プランナーによる施業提案を通じて、当市関係部局及び森林組合等において森林施業の集約化を促進するとともに、森林組合や林業事業体が森林所有者等への長期施業委託を促進し、森林施業の集約化による経営規模の拡大を図っていきます。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の委託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の委託等に必要な情報の提供及び助言等を行い、森林の施業又は経営の受委託等による経営規模の拡大を促進していきます。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の委託等森林の経営の委託の方法及び立木の育成権の委任の程度等、森林所有者が森林の施業又は経営の委託等を実施する上で、長岡京市が必要な情報の提供及び助言等を行っていきます。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得

したうえで、林業経営に適した森林については森林経営管理法に基づき京都府が公表した民間事業者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めることとします。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

西山森林整備推進協議会との連携等により森林施業の共同化に関する情報、特に不在村森林所有者の情報の収集を行い、森林施業の共同化を促進していきます。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本市及び長岡京市森林組合が中心となって施業の共同化の促進の方策を検討していきます。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の設置及び維持管理を実施すること。
- (2) 間伐を中心とした施業は可能な限り共同で実施すること。
- (3) 共同して施業を実施する際は、共同して実施する者同士が不利益を受けないよう、あらかじめ共同して実施する者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同して実施する者が合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は、下表のとおり定めることとします。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流等の除地には適用しないこととします。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムを構築していきます。

区 分	作業システム	路網密度
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110m/ha 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60m/ha 以上
	架線系作業システム	20m/ha 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5m/ha 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬機等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 特になし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、京都府林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け3森第252号京都府農林水産部通知）を基本とし、西山森林整備構想に従い、自然環境に優しい工法を採用して開設することとします。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画は、下表のとおり定めるものとします。

開設 拡張	種類	位置(字、林班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5カ 年の計 画箇所	対 図 番 号	備 考
改良	自動車道	奥海印寺長法寺 4, 5 林班	鉢伏線	1,139 1 箇所	71	○	①	
改良	軽車道	奥海印寺 6 林班	立石線	695 1 箇所	140	○	②	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理していくこととします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から京都府森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け3林第152号京都府農林水産部通知）及び作業道等実施基準（平成19年7月31日付け9林第406号農林水産部長通知）を基本とし、西山森林整備構想に従い、自然環境に優しい工法を採用して開設することとします。

なお、京都府単費の森林施業省力化促進事業により簡易作業道を作設する場合には、作業道等実施基準（平成19年7月31日付け9林第406号農林水産部長通知）に準ずることとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

京都府森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理していくこととします。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

長岡京市内に事務所を置く林業事業体が平成21年に起業したことに伴い、この事業体の育成に努めるとともに、新たな林業従事者の確保を図っていきます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

長岡京市森林組合と近隣の森林組合との連携により、森林施業の合理化を図っていきます。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

特になし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣とするニホンジカ及びイノシシに対し、森林の更新や土壌保全、生物多様性の観点から、特に守るべき植生がある森林及び植栽木を中心に、ア及びイに掲げる鳥獣害防止対策を推進します。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。

ア 植栽木等の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	林班：1～8、10～12	765.98
イノシシ	林班：1～8、10～12	765.98

2 その他必要な事項

必要に応じ、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者からの情報収集等をもって、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認します。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見・早期駆除に努めるとともに、適地適木に基づく植栽並びに適正な保育作業により、また、広葉樹林等の天然林については、適正な天然林改良作業を行うことにより、健全な森林の育成を図ることとします。

松くい虫による被害対策については、景観上優れているマツ林等公益的に重要なマツ林について重点的に行い、その他のマツ林については被害の状況に応じ計画的な樹種転換を図ることとします。

また、ナラ枯れ等については、景観上優れている森林等公益的に重要な森林について重点的に伐倒駆除を行い、天然林改良を行う際にはナラ枯れ等の被害予防も兼ねた施業を行うこととします。

(2) その他

森林病虫害等による被害の早期発見・早期駆除については、市民へ広く情報提供を呼びかけるとともに、西山森林整備推進協議会と連携を図り、早期発見等に努めていきます。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による被害対策については、捕獲や防護柵の設置のみならず、住み分けのための生息環境整備（広葉樹林の整備、針広混交林化等）を進めるなど、将来的に良好な関係が図られるように検討することとします。

3 林野火災の予防の方法

森林利用の多様化に伴い、森林火災の増加のおそれがあるため、消防機関と連携の上、標識の設置等予防のための啓発活動を強化するとともに、不慮の災害に備えて森林保険の加入を促進することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、「長岡京市火入れに関する条例」に従い実施することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採等を促進すべき林分 特になし

(2) その他必要な事項

造林木へのシカ・クマ等の被害、松くい虫被害、ナラ林被害等の集団枯損及び森林火災について重点的に巡視を行うこととします。

また、林内歩道等の整備を図り、日常の管理等を通じて、適確に森林の実態を把握し、森林被害の未然防止に努めることとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
該当なし

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法等の整備に関する事項

区 分		施業の方法	具体的な基準
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		伐期の延長	・標準伐期齢+10 ・皆伐20ha以下
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業	・伐採率：70%以下 ・維持材積5割以上
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		皆伐もしくは択伐	・標準伐期齢以上 ・皆伐20ha以下

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (ア) 長期の施業の委託等森林の経営の委託の方法及び立木の育成権の委任の程度等、森林所有者が森林の施業又は経営の委託等を実施する上で、長岡京市が必要な情報の提供及び助言等を実施。
- (イ) 森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の設置及び維持管理を実施。
- (ウ) 間伐を中心とした施業は可能な限り共同で実施。
- (エ) 共同して施業を実施する際は、共同して実施する者同士が不利益を受けないよう、あらかじめ共同して実施する者が果たすべき責務等の明確化。
- (オ) 共同して実施する者が合意の下、施業実施協定の締結に努める。

エ IIIの森林の保護に関する事項

森林病虫害等による被害の早期発見・早期駆除に努めるとともに、適地適木に基づく植栽並びに適正な保育作業により、また、広葉樹林等の天然林については、適正な天然林改良作業を行うことにより、健全な森林の育成を図ることとします。

松くい虫による被害対策については、景観上優れているマツ林等公益的に重要なマツ林について重点的に行い、その他のマツ林については被害の状況に応じ計画的な樹種転換を図ることとします。

また、ナラ枯れ等については、景観上優れている森林等公益的に重要な森林について重点的に伐倒駆除を行い、天然林改良を行う際にはナラ枯れ等の被害予防も兼ねた施業を行うこととします。

森林病虫害等による被害の早期発見・早期駆除については、市民へ広く情報提供を呼びかけるとともに、西山森林整備推進協議会と連携を図り、早期発見等に努めていきます。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定める。

区 域 名	森林の区域	面積 (ha)
長岡京市一円	林班：1～12	786.14

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

かつて日本万博の日本館の内装材として使用されていた西山ヒノキの復活を目指して、西山ヒノキ等の利活用を積極的に行うため、「公共建築物等における長岡京市産材の利用促進に関する基本方針」を定め、公共建築物等で長岡京市産材を積極的に活用していきます。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

平成17年6月に「西山森林整備推進協議会」を立ち上げ、森林所有者、地域住民、森林組合、森林ボランティア、企業、大学、行政等が協力して、森林整備にかかる様々な取り組みを行っています。

この西山森林整備推進協議会と連携して、今後も地域住民参加による取り組みを推進していきます。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) その他
特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
該当なし

7 その他必要な事項
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施すること。

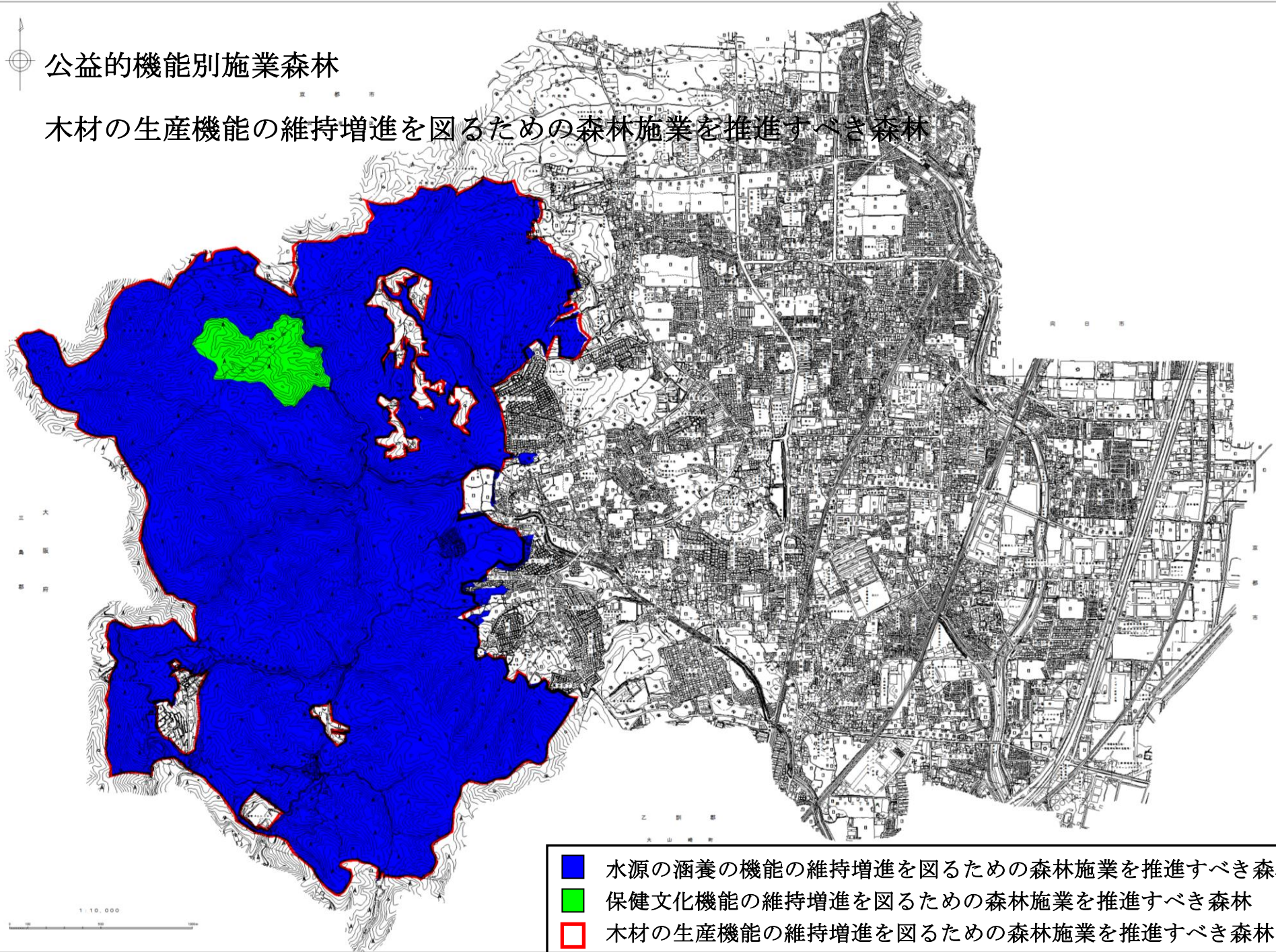
付 属 資 料


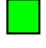

1 . 市町村森林整備計画概要図



公益的機能別施業森林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林



-  水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
-  保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
-  木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

1 : 10,000





森林資源狀況

東 亞 市
西 區

南 亞 市

大 阪 府
三 島 市

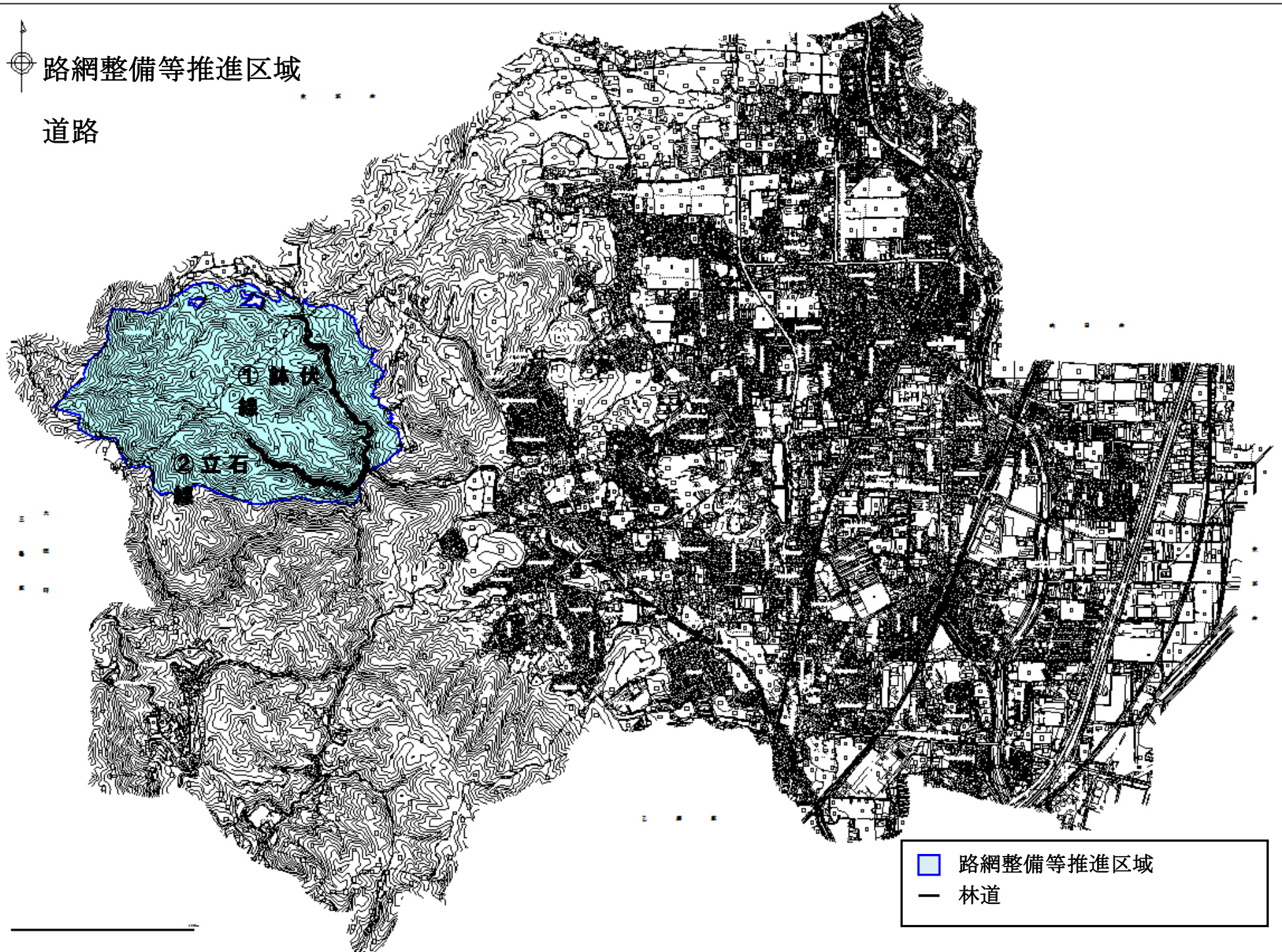
乙 訓 郡
大 山 崎 町

東 亞 市
東 區



路網整備等推進区域

道路

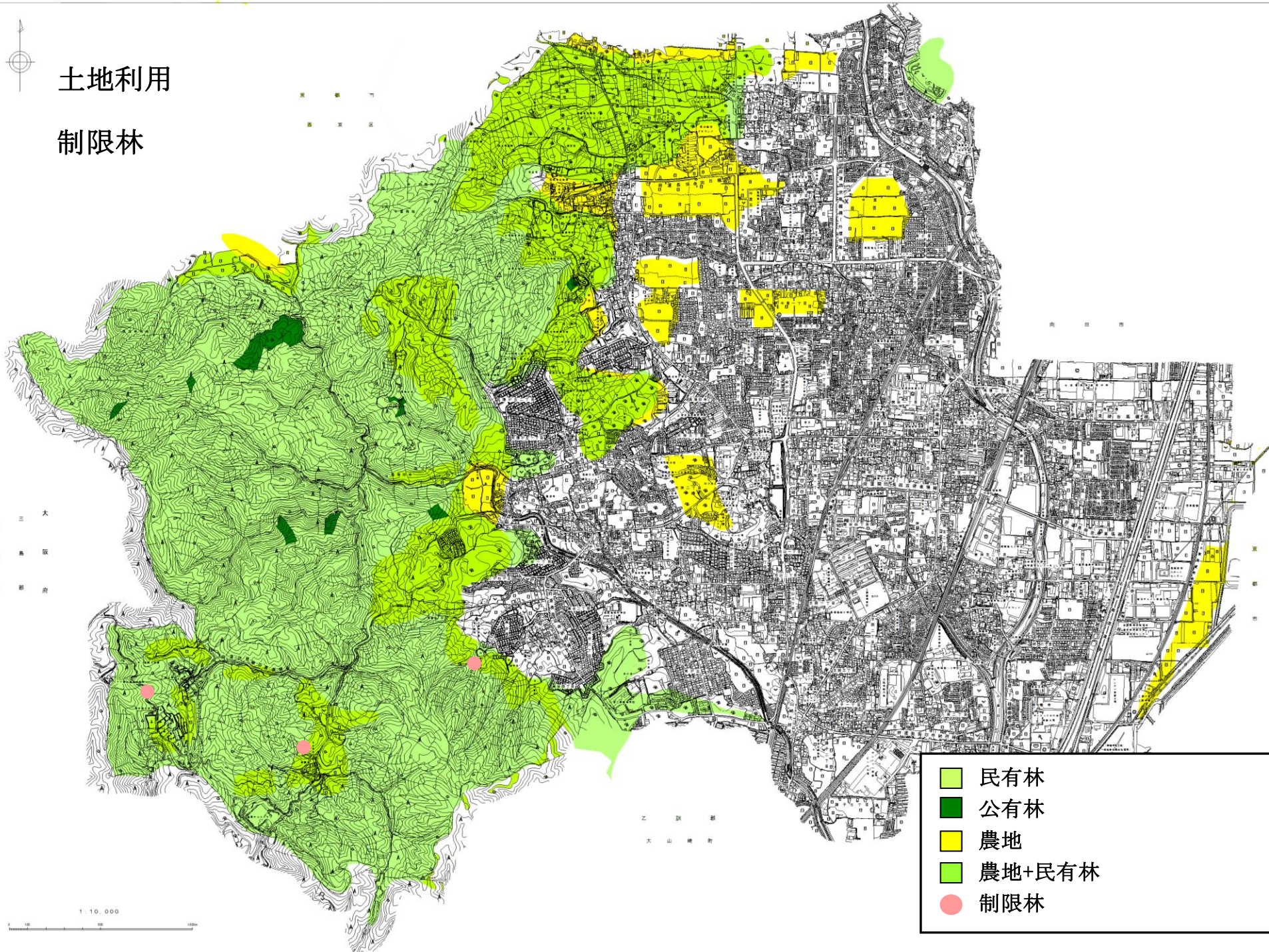


■ 路網整備等推進区域
— 林道



土地利用

制限林

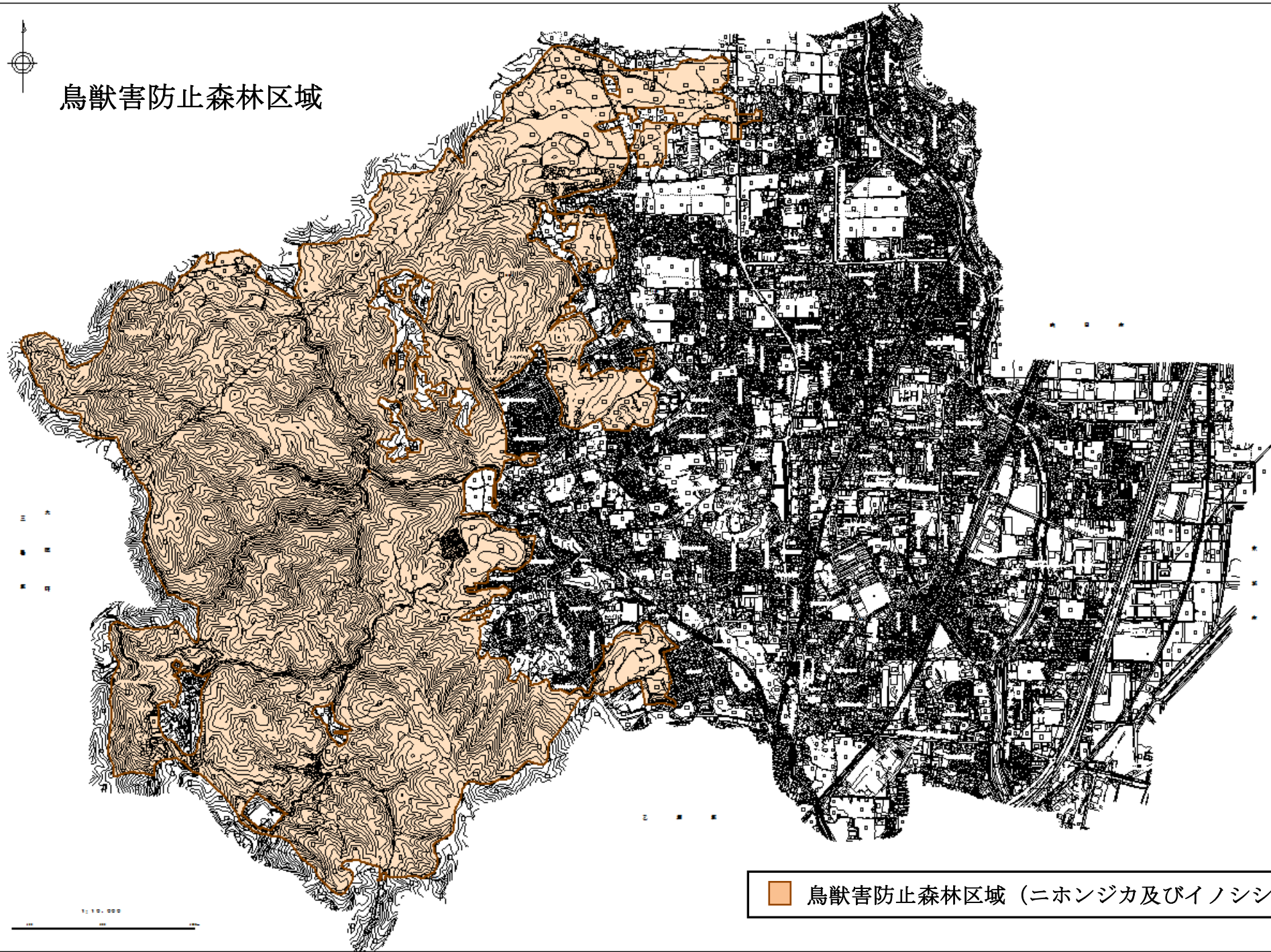


- 私有林
- 公有林
- 農地
- 農地+私有林
- 制限林

1 : 10,000



鳥獣害防止森林区域



鳥獣害防止森林区域 (ニホンジカ及びイノシシ)

2. 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

単位：人

		総計			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	79,844	38,837	41,007	11,220	5,712	5,508	11,416	5,694	5,722
	平成27年	80,090	38,789	41,301	11,242	5,690	5,552	10,959	5,522	5,437
	令和2年	80,608	38,793	41,815	11,065	5,623	5,442	10,793	5,425	5,368
構成比 (%)	平成22年	100.0%	48.6%	51.4%	14.1%	7.2%	6.9%	14.3%	7.1%	7.2%
	平成27年	100.0%	48.4%	51.6%	14.0%	7.1%	6.9%	13.7%	6.9%	6.8%
	令和2年	100.0%	48.1%	51.9%	13.7%	7.0%	6.8%	13.4%	6.7%	6.7%

30～44歳			45～64歳			65歳以上			年齢不詳		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
18,086	8,994	9,092	20,598	9,890	10,708	16,950	7,602	9,348	1,574	945	629
17,202	8,519	8,683	19,678	9,578	10,100	20,546	9,162	11,384	463	318	145
14,740	7,278	7,462	21,417	10,530	10,887	22,021	9,576	12,445	572	361	211
22.7%	11.3%	11.4%	25.8%	12.4%	13.4%	21.2%	9.5%	11.7%	2.0%	1.2%	0.8%
21.5%	10.6%	10.8%	24.6%	12.0%	12.6%	25.7%	11.4%	14.2%	0.6%	0.4%	0.2%
18.3%	9.0%	9.3%	26.6%	13.1%	13.5%	27.3%	11.9%	15.4%	0.7%	0.4%	0.3%

注) 資料は、国勢調査から抜粋。

② 産業部門別就業者数等

単位：人

		総数	第1次産業				第2次産業 <small>うち木材・木製品製造業</small>	第3次産業	分類不能	
			農業	林業	漁業	小計				
実数 (人)	平成22年	36,717	443	2	1	446	10,151	0	26,120	0
	平成27年	36,931	367	7	0	374	9,882	0	25,739	936
	令和2年	39,710	394	11	0	405	10,508	0	28,797	0
構成比 (%)	平成22年	100.0%	1.2%	0.0%	0.0%	1.2%	27.6%	0.0%	71.2%	0.0%
	平成27年	100.0%	1.0%	0.0%	0.0%	1.0%	26.8%	0.0%	69.7%	2.5%
	令和2年	100.0%	1.0%	0.0%	0.0%	1.0%	26.5%	0.0%	72.5%	0.0%

注) 資料は、国勢調査から抜粋。

(2) 土地利用

単位：ha

		総土地面積	耕地面積				草地面積	林野面積		その他面積
			計	田	畑	樹園地		森林	原野	
実数 (ha)	平成22年	1,917	195	105	18	72	0	792	0	930
	平成27年	1,917	171	83	35	53	0	792	0	954
	令和2年	1,917	155	74	20	61	0	786	0	976
構成比 (%)	平成22年	100.0%	10.2%	5.5%	0.9%	3.8%	0.0%	41.3%	0.0%	48.5%
	平成27年	100.0%	8.9%	4.3%	1.8%	2.8%	0.0%	41.3%	0.0%	49.8%
	令和2年	100.0%	8.1%	3.9%	1.0%	3.2%	0.0%	41.0%	0.0%	50.9%

注) 資料は、京都府林業統計から抜粋。

(3) 森林転用面積

単位:ha

	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成22年	0	-	-	-	-	-	0
平成27年	0	-	-	-	-	-	0
令和2年	0	-	-	-	-	-	0

注)資料は、京都府林業統計から抜粋。

(4) 森林資源の現況等

①保有形態別森林面積

単位:ha

保有形態	総数	国有林	公有林				対象外等及び適用除外地
			計	府有林	市有林	財産区有林	
面積	786	0	13	2	10	1	
比率(%)	100%	0%	2%	0%	1%	0%	
			私有林				
			計	慣行共有	社寺	会社	私有
			765	3	95	4	663
			97%	0%	12%	1%	84%

注)資料は、京都府林業統計(令和4年版)から抜粋。

②在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

(省略)

③民有林の齢級別面積

単位:ha

	総数	1~2齢級	3~4齢級	5~6齢級	7~8齢級	9~10齢級	11齢級以上
民有林	778	0	1	13	21	19	560
人工林	123	0	1	13	21	18	70
針葉樹	123	0	1	13	21	18	70
広葉樹	0	0	0	0	0	0	0
天然林	491	0	0	0	0	1	490
針葉樹	286	0	0	0	0	0	286
広葉樹	205	0	0	0	0	1	204
竹林	160						
その他	4						

④保有山林面積規模別経営体数

単位:経営体

合計	保有山林なし	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100～500ha	500～1000ha	1000ha以上
1	1										

注)資料は、2020年農林業センサスから抜粋。

⑤作業路網の状況

(ア)基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)
基幹路網	3	3.574
うち林業専用道	1	1.795

(イ)細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)
森林作業道	7	9.627

(5)計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
該当なし

(6)市町村における林業の位置づけ

①産業別総生産額

林業、木材・木製品製造業の生産額はなし。

②製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

該当なし

(7)林業関係の就業状況

(令和3年末現在)

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	0	0	長岡京市森林組合
林業事業体	1	4	0	

注)資料は、京都府林業統計(令和4年版)から抜粋。

(8)林業機械等設置状況

(令和3年3月31日現在)

該当なし

(9)林産物の生産状況

(令和4年3月31日現在)

種類	竹材(千束)
生産量	0.7

注)資料は、京都府林業統計(令和4年版)から抜粋。